

学童保育所利用児童保護者 各位

蓮田市長 中野 和信

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う学童保育所の対応について

標記宣言の発出に伴い、令和2年4月8日付けでご家庭での保育にご協力をお願いしているところですが、令和2年4月10日に市内2例目の感染者が確認されました。

このことから、感染拡大防止のため、保護者の皆様が仕事を休むことができる場合などは、下記のとおり登所の自粛にご協力いただきますよう改めてお願いいたします。

なお、この取扱いは、ご家庭での保育が可能な方等を対象とするものであり、保護者の就労等により保育所利用が必要な方の登所自粛をお願いするものではありません。

大切なお子様やご家族の健康を守るための措置ですので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 登所自粛について

(1) 登所自粛要請期間 令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）まで

(2) 登所自粛に当たっての留意事項

ア 登所自粛にご協力いただける場合は、自粛期間等を在籍学童保育所にお伝えください。

イ 自粛理由確認のための証拠書類等の提出は不要です。

ウ 勤務時間の調整等により、保育時間の短縮にご協力をお願いいたします。

2 登所自粛要請期間中の学童保育料の減免について

令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）までの学童保育料は、登所自粛にご協力いただく日数に応じて日割り計算により減免します。

実際の登所自粛日数を基に計算しますので、学童保育料は一旦お支払ください。学童保育料の変更決定後に還付します。

学童保育料の減免の申請方法等につきましては、改めて通知いたします。

また、おやつ代の返金につきましては、指定管理者より別途通知いたします。

なお、公立学童保育所以外を利用されている方につきましては、施設にお問い合わせください。

3 育児休業からの復職予定で入所した方又は求職活動中の方について

- (1) 育児休業からの復職予定で入所した方 令和2年5月31日までに職場復帰し復職証明書を提出することを継続利用の要件としていますが、復職証明書の提出期限を一律令和2年6月30日(火)に延長します。新しい期限までに復職証明書をご提出ください。
- (2) 求職活動中の方 求職活動を理由として保育所を利用できる期間を一律令和2年7月31日(金)に延長します。新しい期限までに就労証明書をご提出ください。

4 感染拡大時の対応予定について

- (1) 在籍学童保育所や地域で感染の拡大が確認された場合には、施設に対して全部または一部を臨時で休所要請する場合がありますので、あらかじめ御了承くださいませうお願いいたします。
- (2) 緊急事態宣言が延長される場合や緊急事態措置により学童保育所利用の一部制限が行われる場合等は、対応を変更することがあります。

【問い合わせ先】 蓮田市保育課保育担当

TEL : 048-765-1715 (直通)